

国見町監査委員告示第35号

令和5年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査（定期監査）、並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を、次のとおり公表します。

令和5年11月30日

国見町監査委員 佐藤 徳 正

国見町監査委員 宍戸 武 志

令和5年度定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（定期監査）「地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査」

行政監査「地方自治法第199条第2項の規定による監査」

3 監査の対象

令和5年度（令和5年4月1日～令和5年9月30日）

ただし、必要に応じて令和4年度以前も含む。

4 監査の着眼点

各所管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に適合し、適正かつ正確に行われているか、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼とした。

5 監査の実施内容

国見町監査基準に則り、各課等から提出された監査資料について、事務局職員による予備監査を実施し、監査委員監査当日は、監査対象課等の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行った。

6 監査の実施日程等

月日		時間	対象課等	立ち会った職員	場所
11月	14日 (火)	9:00～11:58	(共通事項)	—	庁舎3階 委員会室
		13:13～16:10	総務課	阿部正一課長、榊英則秘書広報係長、八島章庶務係長、木村恒夫財政係長	
	15日 (水)	9:02～9:35	会計課	安藤充輝会計管理者兼課長、後藤拓太出納係長	
		9:46～11:52	税務課	佐藤光男課長、渡邊和巳課税係長、村木貴紀収納係長	
	13:16～15:45	住民防災課	羽根洋一課長、黒澤敦子戸籍係長、村上正幸危機管理係長、野村康宏生活交通係長		

(つづく)

(つづき)

月日		時間	対象課等	立ち会った職員	場所
11月	16日 (木)	9:16~11:58	企画調整課	大勝宏二課長、蓬田祐子過疎対策係長、佐藤光総合政策係長、鈴木巧地域振興係長	庁舎3階 委員会室
		13:12~14:40	ほけん課	佐藤温史課長、阿部晃子保健係長、佐藤和也国保係長	
		14:46~16:22	福祉課	黒田典子課長、中野敬一長寿介護係長、高橋由香里社会福祉係長	
	17日 (金)	9:01~11:23	産業振興課	佐藤智昭課長、佐藤智宏農林振興係長、半澤一隆商工観光係長	
		11:24~11:52	農業委員会事務局	阿部善徳局長、佐藤智昭農業委員会主幹併任	
		13:15~16:00	建設課	村上幸平課長、吾妻健一建設係長、佐藤孝法管理係長	
	21日 (火)	9:03~11:51	上下水道課	穴戸浩寿課長、大竹由樹水道係長、佐藤貴浩下水道係長	
		13:12~16:15	教育施設課	中條伸喜課長、徳江宏行教育施設係長	
	24日 (金)	9:10~12:00	教育総務課	大勝晴美課長、豊野好洋総務係長兼給食センター所長、五十嵐佐和子ども教育係長、くにも幼稚園菊地啓子副園長、藤田保育所鎌水伸江所長	
		13:16~14:48	生涯学習課	小野笑子課長、鳴原貴史生涯学習係長、鎌水竜一文化スポーツ係長	
		14:57~15:19	議会事務局	澁谷康弘局長	
		15:20~15:30	監査委員事務局	実沢隆之局長	

7 監査を実施した監査委員

佐藤徳正代表監査委員、穴戸武志監査委員

第2 監査の結果

1 概要

このたびの定期監査においては、全ての事務事業について精査できたわけではありませんが、監査対象とした事務事業については初期の目的に沿った執行が進められており、また、予算及び関係

法令、条例、規則等に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められます。しかしながら、一部に改善及び検討を要する事例が見受けられました。これらについては、今後の改善を求め、以下のとおりその概要を記載しましたので是正、改善を検討され、それぞれ適切に対応されるよう望むものであります。

また、事務処理上、軽微な注意事項等については、監査時に所管課長等に口頭で注意、改善を促しているため記載を省略しているものであります。

なお、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられているので、改善策等を講じたときは通知願います。

2 共通事項

(1) 予算執行状況

予算執行状況については、概ね適正に処理をされています。

令和 5 年度一般会計歳出予算の上半期執行率が、去年同期と比較して、約 5.7 ポイント増の 34.4%であります。

また歳入では、約 17.1 ポイント増の 57.9%の収入率であります。

引き続き、歳入歳出とも年度内執行に向けて、事業を進めてください。

町税の収入率においては、去年同期と比較して約 6.8 ポイント増の 56.2%であります。徴収計画に基づき、進捗状況の把握をお願いいたします。

(2) 出勤簿、勤務を要しない日の振替簿、時間外勤務命令簿、旅行命令簿

庶務事務の諸帳簿については、概ね適正に処理をされています。

出勤簿につきましては、これまで紙ベースで管理していた出勤簿を令和 5 年 4 月 1 日よりシステム上での管理となっております。

勤務を要しない日の振替簿では、振替期限の記載誤り、時間外勤務命令簿では、所属長命令印の押印漏れ、職員の押印漏れ、旅行命令簿では、用務先や旅行日数の記載漏れ等が確認されました。さらに帳簿については、文書管理上のファイリングがルールの通りでないものが確認されました。勤務を要しない日の振替簿、旅行命令簿、超過勤務命令簿の記載と帳簿については、昨年度の定期監査においても改善をお願いしております。総務課に各課の指摘事項の一覧表を提出してありますので、総務課から指導をお願いいたします。

時間外勤務時間については、上半期で昨年度より 35.3%減少しています。また、過労死ラインである月 100 時間を超えている延べ人数が、前年度の 13 人から 1 人に減少しています。主に福島県沖地震の災害事務の減少によるものであるとのことであります。

また、週休日・休日勤務の振替・代休の取得状況について、確認しました。上半期での取得割合は 70.2%であり、前年比で約 23.3%の増となっております。また、昨年は 100%の課はありませんでしたが 4 課に増え、50%まで届かない課は 5 課から 1 課へと減少しました。さらに、全く振替を取得していない職員が、14 人から 4 人に減少しており、大幅に改善されております。引き続き改善の努力をお願いいたします。

町民への質の高い行政サービス提供のためにも、職員の健康のためにも、高止まりとならぬよう

時間外勤務の削減並びに振替等の取得に努めていただきたいと思います。

(3) 施設ごとの光熱水費

電気料金は、値上げもあり、昨年度に比較して約 1,023 万円、55.6%の増加となっています。長期的に続くことが予想されるため、今まで同様、節電等の対策をとられることをお願いします。

3 個別事項

(1) 総務課

ア 事務執行適正化第三者委員会

委員 3 名中 2 名の委員が、9 月に相次いで辞められ、第三者委の機能が停止して 2 ヶ月が経過しています。委員の一人が新聞報道で、「町に関連資料の提出を求めた際に不誠実な対応があったため、調査の継続は困難との判断に至った。事業の関連資料の提出を促しても町側は、既に破棄したなどと回答を拒み、核心部分の調査が進まなかった。条例で事務執行適正化に関するものに限定し、最初から問題の検証が困難な立て付けになっていた。」と述べています。これは、まさに大変異常な事態であります。見方によっては、妨害・誘導行為を示唆しているのではないかと受けられるところであります。

町に確認したところ、辞められた理由は「一身上の都合」としか聞いていないので分からない。第三者委の委員の判断なので、伺って理由を確認する、慰留するなどは行っていない。不誠実についても心当たりがない。関連資料については、公文書はすべて提出しているが、そうでない個人的な資料については破棄したものもある。事務執行適正化に限定していることについては、「事務」の解釈を広くとらえ、行政も事務の一部と考えているので、限定していることにはあたらない。とのことであります。

両者の主張の確認のために、第三者委の会議録の提出を求めましたが、非公開を理由に提出はありませんでした。よって、第三者委で何があったのかは、不明のままです。

町民の要請を受けて設置された第三者委が、委員長以外の全員が 9 月に辞められてから、約 2 ヶ月間、機能不全に陥っているにも関わらず、委員が辞められた理由について、「調査継続が困難、核心部分の調査が進まない」とはどういうことなのか、そもそも第三者委の中で何があったのか、委員の調査検証が適切に行われていたのか、改めるところはないのか等の疑問について、責任者からの説明がなく、説明責任が果たされていないのではないかと考えているところであります。

委員が「調査継続が困難、核心部分の調査が進まない」と主張して辞任しているのに、何の調査検証も行われぬまま、後任の選定作業が進んでいます。果たしてこれで良いのか、また同じようなことにならないのか、危惧しているところであります。

町の立場は、第三者委の調査・検証を受ける立場ですが、第三者委の設置者でもあります。町長は委員長が選出されていないときは第三者委の会議を招集する立場（第 6 条）、また条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項を別に定めることができる立場（第 10 条）であります。つまり、町は第三者委の設置者として、委員会の運営について、責任がある立場ではないかと考えるところであります。

第三者委の委員長及び第三者委の設置者である町においては、なぜ、このような異常事態を

招いてしまったのか、その原因はどこにあるのか、適切な調査・検証が行われていたのか、改めるところはないのか、今後の検証について適切に行われるのかなどについて、しっかり調査検証を行い明らかにしていただき、説明責任を果たしていただきと考えているところであります。条例では、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができると定められています（第6条）ので、会議録の公表も含め、説明していただき、町民の疑問を払拭していただきたいと考えています。

イ 情報発信事業

ホームページ、SNS、広報くみ等により広く情報発信を行い、行政情報を伝えております。また、タウンミーティングを開催し、町民と行政のコミュニケーションの機会を創出しているとのことであります。今後も行政情報をしっかりと伝え、行政サービスの質の向上に努めてください。

ウ ふるさと納税事業

9月末時点で前年と比較して、寄付額が約80%の増、寄付件数が約40%の増となっており、順調に推移しているとのことであります。12月の駆け込み需要に向けて、PRなどに努めてください。

(2) 企画調整課

ア 高規格救急自動車保管業務委託

12台の内9台について譲与先が決定し、内1台が譲与先に引き渡しされ、現在、11台の保管となっています。譲与先への引き渡しまでエンジン機能等のチェックをしっかり行い、万全な保管に努めてください。

イ 定住化促進総合対策事業

CI（コーポレート・アイデンティティ）による町の統一的なブランドイメージの策定に取り組んでおり、町の魅力発信により、町外に向けてプロモーションを行っていくとのことであります。また、移住支援金や住宅取得支援金、空き家改修補助金による支援を行い、移住者への支援を行っているところであります。

ウ 地域おこし協力隊活動事業

国見町公営塾（放課後塾ハル）の運営に伴い、隊員5名の内3名が辞め、現在、隊員2名と委託先2名の4名で運営しているとのことであります。地域活動協力期間（3年間）の任期終了後の隊員の定住・定着を図ることに努めてください。

(3) 税務課

ア 課税管理事務

課税システムに入力し、適正な課税を行っているとのことであります。人口減により課税額が減少傾向にあるとのことでありますが、償却資産と法人の調査により適正な課税を図るなど、自主財源の確保に努めてください。

イ 収納管理事務

収納方法の拡充として、コンビニ収納、スマホ決済、口座振替等を実施しており、コンビニ収納は上半期で4,315件の利用があり普及が進んでおります。引き続き収納率の向上に努めてください。また、債権管理本部等を活用して、情報の共有にも努めてください。

(4) 住民防災課

ア コンビニ交付サービス事業

住民票、印鑑証明書の交付が上半期291通、1ヶ月あたり43通の利用があります。コンビニ交付の利用目標は、月70通とのことであります。引き続き広報活動に努めてください。

イ 地区集会所施設維持管理事業

町民の施設利用の利便性・快適性の向上と災害時の避難所としての機能が求められています。国見東部高齢者等活性化センターにおいては、駐車場の舗装工事を予定しているとのことであります。引き続き適正な維持管理に努めてください。

ウ 消防施設整備事業

消防施設の新設・更新や消防ポンプ車の定期的な更新を行うことにより、消防力の維持・向上が図られるものであります。消防ポンプ車1台発注し、今後、防火水槽設置工事と消火栓設置工事を発注する予定とのことであります。

エ 災害対策事業

防災行政無線更新（放送設備更新）工事を発注しており、新しい伝達方式を取り入れ対応していくということであり、各家庭の戸別受信機はそのままであるということであり、災害が発生した場合、町民の安全・安心を守るうえで核となるものでありますので、引き続き的確な情報提供と運用に努めてください。

(5) ほけん課

ア 母子保健事業

主に各種健診・相談・医療給付体制を整えることで、国見町で安心して妊娠・出産・育児ができる環境を確保し、妊産婦・乳幼児・児童等の健康の保持・増進を図ることであり、妊婦健康診査や乳児検診等は計画通りに執行されているとのことであります。国見町で妊娠、出産を迎えたいという方が増えることを期待しています。

イ 健康づくり推進・健康増進事業

壮年期や高齢期の方を中心に健康運動教室や減塩対策事業を実施することにより、生涯にわたって心身ともに健康的な生活を送れるようにするとのことであります。国見町は男性のメタボリックシンドロームが多く、運動不足による肥満が女性と比較して多いということであり、引き続き事業の周知に努めてください。

ウ 新型コロナウイルスワクチン接種事業

令和5年春開始接種を終了し、現在、秋開始接種を進行中であり、令和6年3月31日まで事業を行う予定であるとのことであります。多くの人に接種することで、重症化の予防と感染拡大の防止につなげるとしています。

(6) 福祉課

ア 社会福祉事業

主に地域福祉に関わる各種団体に係る事業推進及び補助の実施を行い、地域福祉に関する基盤を整備することで、町民が安心して生活できることを目指しており、概ね計画通りに執行されているとのことであります。また、物価高騰等により家計への影響が大きい低所得者世帯（非課税世帯）を支援するため、給付金を支給しているとのことであります。引き続き事業の継続に努

めてください。

イ 児童福祉事業

児童手当や各種給付金等の支給を行っており、物価高騰の支援として、子育て世帯生活支援特別給付金やくにみ子育て世帯応援給付金が対象世帯に対し、支給されているとのことであります。引き続き事業の継続に努めてください。

ウ 認知症施策推進事業

住民に対し、認知症への正しい理解と対応を身につけ、地域での見守り支援体制を図る事業を実施しているとのことであります。認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク事業については、徘徊による行方不明高齢者の早期発見につなげるため、現在、１５名が登録しているとのことであります。

(7) 産業振興課

ア 農業経営基盤強化促進事業

認定農業者・新規就農者の確保・育成を図るための支援策を講じています。新規就農者育成総合対策事業として農業次世代人材投資事業、経営開始資金、初期投資促進事業が活用されています。今後も国・県の支援策を活用し、農業の担い手の確保に努めてください。

イ 農業振興事業

町の基幹産業となる農業振興に向け、財源を確保しつつ、さまざまな支援策を講じています。農業機械導入支援事業補助金については、上限５０万円で補助率１／１０の補助を行っているとのことであり、引き続き中長期的に安心して営農継続できる環境整備の構築に努めてください。

ウ 農業ビジネス訓練所事業

国見町・県北地方での新規就農及び定着を図るための長期研修と、農業技術の習得を目指す短期研修を実施しております。今年は長期研修生は３名、短期研修生は延べ１５２名とのことであります。今までの長期研修生については１４名受講し、内４名が町内に就農しているとのことであります。引き続き町内に就農できるように住居の確保と農地の確保等ができる環境整備に努めてください。

エ 商工業振興支援事業(商工会)

商工業の振興を図るため、国見町商工会に補助金を交付し、町内商工業者に対し支援を行い、事業継続や地域経済の活性化に寄与するものであります。町内商工業者、商工会員が減少しているとのことでありますので、引き続き事業継続の支援等が必要と思われれます。

(8) 農業委員会事務局

ア 農業委員会事業

農地法に基づく許認可の審査及び現地調査を行い、農地の無秩序な転用を防ぎ、優良農地の確保を図っているとのことであります。引き続き事業の継続をお願いします。

(9) 建設課

ア 町道改良整備事業

幹線道路までのアクセス整備、狭隘、未舗装町道の拡幅改良舗装整備を行うものであります。

現在、道路改良舗装工事3件、舗装改良工事1件を発注済とのことであります。

イ 道路ストック総点検橋梁調査事業

既存橋梁の点検診断調査、橋梁修繕計画策定、橋梁修繕設計を行うものであり、修繕計画策定業務については発注済、修繕設計業務については2橋発注済となっているとのことであります。

ウ 農業施設等維持管理事業

ため池、水路等の農業水利施設、農道の整備、維持管理、西根堰維持管理補助を行うものであり、現在、水路修繕工事3件、水路維持工事4件、ため池に関する工事3件を実施しているとのことであります。引き続き事業の継続をお願いします。

エ 都市計画事業

町民等に対して都市計画区域内での建築行為等と非耐震木造住宅改修等の支援を行うものであります。委託事業として、都市計画基礎調査業務委託と国見町木造住宅耐震改修支援事業診断を行っており、工事の補助金としては、国見町木造住宅耐震改修支援事業とブロック塀等の安全確保支援事業を実施しているとのことであります。

(10) 上下水道課

ア 【水道事業】生活基盤施設耐震化等交付金事業(補助事業)

災害等緊急時における給水拠点の確保のため、重要給水施設への配水管について耐震化を図り、水道基盤の強化を図るものであります。配水管布設替工事等の工事はすべて発注済とのことであります。引き続き漏水対策の取り組みをお願いします。

イ 【下水道事業】社会資本整備総合交付金事業

平成28年度に作成した国見町下水道ストックマネジメント計画に基づき、平成30年度から管渠・マンホールの調査点検を行い、必要に応じて補修等を行うものであります。マンホールの点検195箇所、マンホール補修工事3箇所を予定しているとのことであります。引き続き計画的に調査点検、補修等に努めてください。

(11) 会計課

ア 会計管理事務

公金の出納や保管並びに記録管理であり、法令等を遵守し、適正な歳入歳出事務を遂行することで、公金管理の透明性を高め、対象者からの信頼を得ることを目的としています。今までと同じく適正な出納業務を遂行してください。

(12) 議会事務局・監査委員事務局

ア 議会事務局事務

議会が町のチェック機関としての役割を果たすため、議会本会議、各常任委員会運営のサポートをはじめ議会運営全般の庶務を担っています。議会活動を町民に知らしめることにより、町民参加型の町づくりの進展につなげるきっかけとしたいとのことであります。また、議会モニター制度の導入を進めているところであります。

イ 監査委員事務局事務

監査委員による監査・検査・審査の準備と意見書を集約し、地方自治法、公営企業法の規定に基づき、委員の事務を円滑に補助するもので、公平・公正な監査業務を通じて、町の健全な財政

運営に貢献したいとするものです。

(13) 教育総務課

ア 部活動地域移行推進事業

中学校の部活動を令和7年度末までに、当面は休日の活動を地域クラブが指導にあたることのできるよう、制度の構築を進めているとのこととあります。現在、協議会を開催し、協議しているとのこととあります。

イ 学力向上対策事業

子どもたちの学力向上、体力・運動能力向上を目指し、学力テスト、体力テスト、英語・数学検定料補助等を実施しているとのこととあります。

ウ 保育所運営事業

0歳児から2歳児の子どもの健やかな成長と発達の支援、保護者の支援を行っており、9月末現在で58人預かっているところとあります。子育て支援を充実させることで、国見町で子育てしたいと思う保護者を増やしたいとのこととあります。

エ 給食センター運営事業

適切な栄養摂取による健康の保持増進を図り、食事についての正しい理解と食材の恩恵について理解を深めることを心がけているとのこととあります。引き続き安心・安全・栄養基準を満たし、町内県内産食材を多く使用したおいしい給食の提供に努めてください。

(14) 教育施設課

ア 小学校管理事業

校舎等の維持管理及びスクールバスの運行等を行い、安全安心で効果的な学習、教育活動が行える環境を提供しているところとあります。国見小学校スクールバス安全装置設置業務委託においては、子どもの置き去り防止装置を設置して安全安心に取り組んでいるとのこととあります。

イ 屋内遊び場運営事業

森江野町民センター体育館内に大型遊具を設置した屋内遊び場を直営により運営しているものであります。上半期での来場者数が8,735人で、前年同期と比較し約4,600人の増となっております。子育ての場、地域のコミュニケーションの場として子育て支援につながっているとのこととあります。

ウ 放課後児童健全育成事業(子どもクラブ運営事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図っているとのこととあります。

(15) 生涯学習課

ア 地域学校協働本部事業

学習支援、放課後活動支援、家庭教育支援を地域の人材などで支援できるようコーディネートを行うことで、学校、地域の人材、保護者などが一体となったコミュニティの創生を図っているとのこととあります。

イ 観月台文化センター維持管理事業

経年劣化箇所の修繕更新や消防・照明設備、ホール設備の改修を適宜進めているとのことであり、今年度、全館の照明をLED化し、高騰している電気料金の削減とSDGsに配慮した環境性能に対応するとのことでもあります。

ウ 保健体育事業

多様化するスポーツニーズに対応するため、総合型地域スポーツクラブ設立に向け、9月末までに設立準備委員会を3回開催し、クラブ設立に向けた諸問題の解決にむけて協議を進めているところであります。

エ 社会体育施設維持管理事業

各体育施設の利用状況や破損等の把握、維持管理の向上や設備の更新に努めているとのことでもあります。観月台文化センター体育館を解体したことにより、利用していた団体や個人は上野台体育館、森江野第2体育館を利用しているとのことでもあります。引き続き安心・安全に利用できるよう維持管理に努めてください。